

第79回定時株主総会 交付書面非記載事項

1. 事業報告

「主要な事業内容」「主要な営業所」「従業員の状況」「主要な借入先」「責任限定契約の内容の概要」「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

2. 連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

3. 計算書類

「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

大末建設株式会社

1. 事業報告

(1) 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社4社及び金岡单身寮PFI株式会社他1社で構成され、建設事業を主な事業としております。

(建設事業) 当社、連結子会社である大末テクノサービス株式会社及び株式会社神島組、非連結子会社である川西土木株式会社、関連会社である金岡单身寮PFI株式会社は、建設事業を営んでおります。

(その他) 当社及び連結子会社である大末テクノサービス株式会社は、不動産事業を営んでおります。また、大末テクノサービス株式会社は、保険の代理業、労働者派遣業、警備業を営んでおります。連結子会社であるやすらぎ株式会社は、訪問看護事業を営んでおります。

(2) 主要な営業所

1) 当社の主要な営業所

本社・大阪本店 大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号

東京本店 (東京都江東区) 中四国支店 (香川県高松市)

東北支店 (仙台市青葉区) 九州支店 (福岡市博多区)

名古屋支店 (名古屋市北区)

2) 子会社の主要な営業所

大末テクノサービス株式会社 (大阪市中央区)

やすらぎ株式会社 (東京都江東区)

株式会社神島組 (兵庫県西宮市)

(3) 従業員の状況

区分	従業員数(人)	前連結会計年度末比増減
建設事業	557 (47)	+1 (+12)
その他	36 (204)	△1 (△5)
全社	78 (8)	+3 (+3)
合計	671 (259)	+3 (+10)

(注) 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。

(4) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,172百万円
株式会社池田泉州銀行	1,072
株式会社りそな銀行	429
農林中央金庫	429
ファンズ・レンディング株式会社	100

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び監査等委員である各取締役は、期待される役割を十分に發揮することができるよう、定款に基づき、各社外取締役及び監査等委員である各取締役が任務を怠ったことによって、当社に損害賠償責任を負う場合において善意でかつ重大な過失がないときは、当社への損害賠償責任を法令に定める一定の範囲に限定する契約を締結しております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間において、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等による損害を填補することを目的とする保険契約を締結しております。保険料については、当社が全額負担しております。

(7) 会計監査人の状況

1) 名 称 太陽有限責任監査法人

2) 報酬等の額

区 分	報酬額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載いたしております。

3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査等委員会は会計監査人の報酬等について、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認のうえ適切であると判断し、同意を行っております。

4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、直ちに解任すべきと判断した場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。その場合監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。上記のほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定し、当社取締役会は監査等委員会の決定に基づき、株主総会に議案を提出いたします。

5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月

(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。)

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・処分理由に該当することとなった重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3ヶ月

(2024年1月1日から同年3月31日まで)

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(8) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、次のとおりであります。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び執行役員が企業活動の基本的な考え方を表した「大末建設グループ行動規範」を率先して垂範すると共に、当社グループの取締役及び使用人に繰り返し伝えることにより企業倫理の浸透に努め、コンプライアンスが企業活動の前提である事を徹底しております。

また、企業倫理・コンプライアンスの一層の強化を図るため、コンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因分析と再発防止策について取締役会及び監査等委員会に報告を行っております。通常の報告ルートとは異なる内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を社内と社外に設け、通報者に不利益な扱いはしない事を定めるとともに、不正行為の早期発見と是正に努めております。

定期的に内部監査部門による監査を実施し、関連法規及び社内規則の遵守の徹底とリスク思考に基づく内部統制の検証を図ることとしております。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理することとしております。取締役はそれらの情報を閲覧できるものとしております。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理基本規程」を制定しております。本規程は、当社及び関係会社のリスクを予防し、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に止めるため、再発を防止し、当社グループの企業価値を保全することを目的としております。本規程に基づき、内部統制管理担当役員を委員長とするリスク管理委員会を開催するほか、重大なリスクが発生する場合には適宜開催し、その対策等については取締役会に報告することとしております。各部門別にリスク管理責任者を置いて、リスク管理を適切に行い、リスク発生の回避に努め、損失を最小限に止めるための対策を講じております。

当社は、「危機管理マニュアル」を制定し、リスク管理委員会または取締役会が、安全確保及び事業継続面において、非常事態が避けられないと判断した場合は、代表取締役社長を対策本部長とする危機管理対策本部を設置し、損失拡大の防止と企業価値の保全に努めるものとしております。また、BCP（事業継続計画）を策定しております。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制度を導入し、権限と責任を明確にしております。取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。

さらに、経営に関する重要事項については、必要に応じて経営会議または取締役会で執行決定を行うものとし、決定された業務の執行状況は、担当する取締役又は執行役員が取締役会などにおいて、適宜報告しております。

また、代表取締役社長、社外取締役で構成する任意の「報酬諮問委員会」「指名諮問委員会」を設置し、役員の報酬、指名については、各委員会の答申に基づき、取締役会で決議する体制としております。

- 5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「関係会社管理規程」に従い、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的な報告を義務付けております。
- (b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「リスク管理基本規程」及び「関係会社管理規程」を制定し、経営企画部を子会社の管理部門として定期的に指導、管理を行うとともに、リスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を審議しております。
- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、当社グループ各社が社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、業務の専門化・高度化を図っております。また、この体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定の迅速化を図っております。
- (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、「大手建設グループ行動規範」を作成し、当社グループの全ての取締役及び使用人に周知徹底しております。定期的にコンプライアンス通信を発行し、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の啓蒙を図っており、社内と社外にコンプライアンス・ホットラインを設け、不正行為の早期発見と是正に努めております。
- 6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助する使用人は内部監査部門に所属する使用人とし、監査等委員会は、必要に応じて同部門に所属する使用人に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。
また、監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事考課については監査等委員会の意見を聴取し、尊重するものとします。
- (b) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対し、監査等委員会の職務を補助する事項に対して監査等委員会の指示命令に従うこととしております。
- 7) 監査等委員会への報告に関する体制
- (a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果と改善状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行うものとします。
- (b) 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
子会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

- (c) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員会への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底します。

- (d) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を負担するものとします。

8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、必要に応じて、重要な会議に出席することができ、また意見を述べができるものとしております。さらに、監査等委員会は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項においても取締役及び使用人並びに会計監査人に対して報告を求めることができる体制にしております。

9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び必要な内部統制システムを整備・運用・評価する体制を構築するとともに、不備があれば必要な是正を行います。

10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「大成建設グループ行動規範」において反社会的行為への関与を禁止し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し一切関与しないことを基本方針としております。反社会的勢力及び団体との関係を根絶するため、不当要求対応のための社内研修を実施するとともに、「暴力団等反社会的勢力排除規程」及び「暴力団等反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、総務部を対応統括部署として不当要求防止責任者を選任し、不当要求を受けた場合の通報連絡体制を整備するとともに、平素から外部の専門家や専門機関との緊密な連携関係を構築しております。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
企業活動の理念・基本的な考え方を表した「経営理念」を朝礼等で繰り返し読み上げ、社内へ浸透させる活動を行っています。また、コンプライアンスの強化のために、コンプライアンス委員会・コンプライアンスリーダー会を中心に、コンプライアンス通信の配信、各部によるコンプライアンスディスカッションの開催、人事研修での指導を実施しています。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の取扱いについて社内規程に定め、文書又は電子媒体にて閲覧できる体制としています。インターネットを活用し、取締役会の資料と議事録は適宜閲覧できるようにしています。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理基本規程」に準じ、定期又は臨時でリスク管理委員会を開催し、リスクの低減、損失の最小化を図っています。BCP（事業継続計画）を更新し、監督官庁からの認定を受けています。また、年1回のBCP機上訓練に加え、年5回の社員の安否確認訓練、年1回の避難訓練も定期的に行っています。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行を効率的に行うため、取締役会、経営会議を開催し、協議、報告を行っています。
また、代表取締役社長、社外取締役で構成する任意の「報酬諮問委員会」「指名諮問委員会」を設置し、役員の報酬、指名については、各委員会の答申に基づき、取締役会で決議する体制としています。
- 5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「関係会社管理規程」に従い、経営企画部から四半期ごとに関係会社の状況を経営会議へ報告する他、関係会社への定期的なヒアリングを通じた指導、管理を行い、当社グループのリスクマネジメントを推進しています。
- 6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査部から、監査等委員会を補助すべき使用人を2名配属しています。監査等委員会の監査業務の実効性を高めるための体制を敷いており、補助すべき使用人の人事異動、人事考課は監査等委員会の意見を聴取し、尊重するよう、就業規則に定めています。
- 7) 監査等委員会への報告に関する体制
監査部による内部監査結果について、その都度監査等委員会に報告しています。また、従業員等から監査等委員会へ報告することによって、不利な扱いを受けないよう就業規則に定めています。
- 8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員が社内の重要な会議に出席できるよう、各事務局より適宜会議の案内通知を行っています。

9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

監査法人の四半期ごとのレビューを各本支店にフィードバックし、財務報告において不正や誤謬が発生しないための体制を構築しています。財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクに直接繋がるものはなく、評価基準日時点において、財務報告に係る内部統制は「有効」であると評価しています。

10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的行為への関与を禁止し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して一切関与しないことを基本方針とした内容を「大末建設グループ行動規範」に定めています。また、新規取引先には反社会的勢力の確認を義務付ける等、反社会的勢力を排除する取組みを行っています。

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			新 株 予約権	純資産 合 計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自 株 式	株主資本 合 計	その他 有価証 券評価 差額金	退職給付 に 係 る 調 累 計	その他の 包括利益 累計額 合 計		
当 期 首 残 高	4,324	241	17,095	△366	21,295	1,163	91	1,255	0	22,551
連結会計年度中の 変 動 額										
剰余金の配当			△825		△825					△825
親会社株主に帰属す る 当 期 純 利 益			2,060		2,060					2,060
自己株式の取得				△3	△3					△3
自己株式の処分		50		180	230					230
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)						△1,083	64	△1,019	△0	△1,020
連結会計年度中の 変 動 額 合 計	-	50	1,235	177	1,462	△1,083	64	△1,019	△0	442
当 期 末 残 高	4,324	292	18,330	△188	22,758	79	155	235	-	22,993

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1-1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 3社

連結子会社名

大末テクノサービス(株)

やすらぎ(株)

(株)神島組

(2) 非連結子会社の状況

① 非連結子会社名

川西土木(株)

② 連結の範囲から除いた理由

上記の非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

1-2. 持分法の適用に関する事項

持分法非適用の非連結子会社名及び関連会社名

非連結子会社名

川西土木(株)

関連会社名

金岡単身寮P.F.I.(株) 他1社

上記の持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

1-3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結計算書類提出会社と同じであります。

1-4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

イ. 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

ハ. 開発事業支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物	3年～50年
機械、運搬具及び工具器具備品	2年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、技術関連資産は経済的耐用年数（10年）に基づいて償却しています。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②完工事補償引当金

引渡しの終了した工事に対する契約不適合及びアフターサービス費に充てるため、契約不適合実績率に基づく金額及び特定の物件については補修費用の個別見積額を計上しております。

③賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において見込まれる未引渡工事の損失発生見込額を計上しております。

⑤株式給付引当金

取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌連結会計年度から、平均残存勤務期間以内の一定の年数である10年で定額法により費用処理しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業は、建設事業であり、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。また、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として、資産に対する支配を顧客に移転することにより当該履行義務が充足される時に、収益を認識することとしております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度は、工事原価総額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しており、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法による完成工事高は、86,878百万円であります。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。

なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金、評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用しております。また、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、適用初年度の期首よ

り前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を期首の資本剰余金に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用しております。なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

加えて、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1 履行義務を充足した時点で収益を認識する方法による収益認識

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 86,878百万円
(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。また、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として、資産に対する支配を顧客に移転することにより当該履行義務が充足される時に、収益を認識することとしております。一定の期間にわたり履行義務を充足した時点で収益を認識する方法の対象工事については将来の発生原価を合理的に見積っておりますが、工事の着手後に判明する事実や顧客からの要望による設計内容変更、工事期間延長、工事長期化に伴う設計・見積段階と購入・施工段階の間の時間差による労務賃金・資材価格等の変動等の外的要因によりその見積り額が変動した場合は工事損益に影響を及ぼす可能性があります。

2 工事損失引当金

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 一百万円
(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約のうち、工事原価総額が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、その超過すると見込まれる額のうち、当該工事契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額を、工事損失引当金として計上しております。工事損失引当金の算定に際しては、現在入手可能な情報に基づいた施工条件によって工事原価総額を適時かつ適切に見積っておりますが、将来の損益は見積り金額と異なる場合があります。

3 (株)神島組にかかるのれん及び技術関連資産の評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位 百万円)

	当連結会計年度
のれん	—
技術関連資産	1,356
減損損失	1,464

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(株)神島組にかかるのれん及び技術関連資産について、取組中の一部大型案件で時期の遅れ等が見られたこと、営業網の拡大や施工体制の強化といった施策による効果発現に遅れが見られたことから、株式取得時における事業計画を下回る実績となっていることにより、当連結会計年度において減損の兆候を認識しました。

当期の業績を踏まえ、今後の事業計画を見直した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれん及び技術関連資産を含む(株)神島組の固定資産の帳簿価額を下回る見込みとなったことから、当連結会計年度において、同のれん及び技術関連資産について1,464百万円の減損損失を認識することとしました。

割引前将来キャッシュ・フローの総額は、中長期的な企業価値の向上に向けての取り組みを基礎とし、直近の見通しを反映して見積り算定しておりますが、その見積りにあたって用いた主要な仮定は、市場における売上高の予測です。

これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の減損損失の認識の要否の判定及び測定される減損損失の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

2-1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	442百万円
土地	807
計	1,249

(2) 担保に係る債務

短期借入金	100百万円
1年内返済予定長期借入金	124
長期借入金	947
計	1,172

2-2. 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2-3. 保証債務

連結会社以外の会社が顧客からの前受金について、信用保証会社から保証を受けており、この前受金保証について連結会社が信用保証会社に対して保証を行っております。

(株)創生 8百万円

2-4. コミットメントライン契約

当社においては、資金調達の機動性を確保するため、株式会社三菱UFJ銀行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	7,000百万円
借入実行残高	—
差引額	7,000

なお、コミットメント契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、その要件は次のとおりとなっております。

①各年度決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2024年3月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

②各年度決算期の末日における連結の損益計算書において、経常損益について2期連続して損失を計上しないこと。

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
兵庫県西宮市	－	のれん	1,119
兵庫県西宮市	事業用資産	技術関連資産	345
		合計	1,464

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社の連結子会社である㈱神島組の株式取得時に発生したのれん及び技術関連資産を計上しておりましたが、当期の業績を踏まえ、今後の事業計画を見直した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれん及び技術関連資産を含む㈱神島組の固定資産の帳簿価額を下回る見込みとなったことから、減損損失を認識することとしました。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社は、㈱神島組を独立してキャッシュ・フローを生み出し、継続的な収支の把握がなされる管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

のれん及び技術関連資産の回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローを7.7%で割り引いて算出しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

4-1. 連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	10,614,225株
------	-------------

4-2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月16日 取締役会	普通株式	360	利益剰余金	35	2024年3月31日	2024年6月4日
2024年11月6日 取締役会	普通株式	465	利益剰余金	44.5	2024年9月30日	2024年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月22日 取締役会	普通株式	569	利益剰余金	54.5	2025年3月31日	2025年6月9日

5. 金融商品に関する注記

5-1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、完成工事未収入金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループのリスク管理基本規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資信託等であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握する体制としております。

営業債務である工事未払金及び電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

5-2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。また、「現金」は注記を省略しており、「預金」「受取手形」「完成工事未収入金」「電子記録債権」「工事未払金」「電子記録債務」「短期借入金」は、いずれも短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	563	563	—
資産計	563	563	—
(1) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	3,004	3,004	—
負債計	3,004	3,004	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、投資信託は発行体から提示された価格によっております。

なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位 百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるも の	(1) 株式	454	338	115
	(2) その他	109	100	9
	小計	563	438	125
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
	合計	563	438	125

負債

(1) 長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。

2. 市場価格のない株式等

(単位 百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	334

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	349	1,399	1,254	—
合計	349	1,399	1,254	—

5-3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	454	—	—	454
その他	—	109	—	109
資産計	454	109	—	563

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	3,004	—	3,004
計	—	3,004	—	3,004

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において賃貸用マンション（土地を含む。）を保有しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、△17百万円（主な賃貸収益は不動産事業等売上高に、主な賃貸費用は不動産事業等売上原価に計上）となります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
453	420	873	873

(注) 1.連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2.当期増減額の内容は、新規取得及び減価償却であります。

3.当期末の時価は、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、一部の建物等の償却資産及び時価の変動が軽微であると考えられる当連結会計年度に新規取得した物件については、適正な帳簿価額をもって時価としています。

7. 収益認識に関する注記

7-1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの収益認識の時期別に分解した内容は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	完工工事高	不動産事業等売上高	合計
一時点で移転される財	1,285	257	1,542
一定の期間にわたり移転される財	86,878	541	87,419
顧客との契約から生じる収益	88,163	798	88,962
その他の収益（注）	—	65	65
外部顧客への売上高	88,163	864	89,027

（注） その他の収益には、「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入を含んでおります。

7-2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの主要な事業は建設事業であり、建築物を引渡す履行義務があります。収益を認識する時点は、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。また、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として、資産に対する支配を顧客に移転することにより当該履行義務が充足される時に、収益を認識することとしております。

7-3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
受取手形	553	—
完工工事未収入金	10,651	4,083
契約資産	25,012	34,463

当連結会計年度において、契約資産の重要な変動は、工事請負契約に基づく収益認識の増加によるものであります。

当期に認識した収益の額のうち期首現在の未成工事受入金残高に含まれていた額
627百万円

②残存履行義務に配分した取引価格

当期末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は、114,727百万円であり、今後取引価格の総額に対する収益の認識が見込まれる額の期間毎の割合は以下のとおりであります。

	割合 (%)
1年以内	70
1年超	30

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,200円96銭
1株当たり当期純利益	197円48銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

3. 計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	45,759	流 動 負 債	27,780
現 金 預 金	2,292	電 子 記 録 債 務	6,958
電 子 記 録 債 権	3,752	工 事 未 払 金	11,315
完 成 工 事 未 収 入 金	3,974	短 期 借 入 金	200
契 約 資 産	34,353	1年内返済予定の長期借入金	449
販 売 用 不 動 産	21	リ 一 ス 債 務	3
未 成 工 事 支 出 金	953	未 払 法 人 税 等	1,548
前 払 費 用	171	未 払 消 費 税 等	500
そ の 他	239	未 成 工 事 受 入 金	5,229
固 定 資 産	10,890	預 り 金	86
有 形 固 定 資 産	2,260	完 成 工 事 補 償 引 当 金	381
建 物	1,196	賞 与 引 当 金	328
減 価 償 却 累 計 額	△360	株 式 給 付 引 当 金	164
構 築 物	17	そ の 他	613
減 価 償 却 累 計 額	△16	固 定 負 債	5,332
工 具 器 具 ・ 備 品	413	長 期 借 入 金	3,413
減 価 償 却 累 計 額	△315	リ 一 ス 債 務	4
土 地	1,319	退 職 給 付 引 当 金	1,908
リ 一 ス 資 産	41	そ の 他	6
減 価 償 却 累 計 額	△33	負 債 合 計	33,113
無 形 固 定 資 産	635	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ エ ア	613	株 主 資 本	23,526
そ の 他	21	資 本 金	4,324
投 資 そ の 他 の 資 産	7,994	資 本 剰 余 金	292
投 資 有 価 証 券	640	そ の 他 資 本 剰 余 金	292
関 係 会 社 株 式	5,490	利 益 剰 余 金	19,098
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	22	利 益 準 備 金	411
前 払 年 金 費 用	852	そ の 他 利 益 剰 余 金	18,687
繰 延 税 金 資 産	731	繰 越 利 益 剰 余 金	18,687
そ の 他	255	自 己 株 式	△188
資 産 合 計	56,650	評 価 ・ 換 算 差 額 等	10
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10
		純 資 産 合 計	23,537
		負 債 純 資 産 合 計	56,650

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	
完成 工 事 高	86,563
不 動 产 事 業 等 売 上 高	37
	86,600
売 上 原 価	
完成 工 事 原 価	78,933
不 動 产 事 業 等 売 上 原 価	55
	78,988
売 上 総 利 益	
完 成 工 事 総 利 益	7,630
不 動 产 事 業 等 総 損 失 (△)	△18
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	
	3,700
営 業 利 益	
	3,911
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	0
受 取 配 当 金	97
受 取 地 代 家 賃	28
そ の 他	16
	141
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	59
支 払 手 数 料	42
支 払 地 代 家 賃	22
そ の 他	6
	131
経 常 利 益	
	3,922
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,308
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	2
税 引 前 当 期 純 利 益	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,706
法 人 税 等 調 整 額	△75
当 期 純 利 益	
	3,596

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

資本金	株 主 資 本						評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純資産 合 計		
	資本 剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等 計				
		その他の 利益準備金	そ の 他 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計								
当 期 首 残 高	4,324	241	328	15,998	16,327	△366	20,527	1,121	1,121	0 21,649		
事業年度中の変動額												
利益準備金の積立			82	△82	-		-			-		
剰余金の配当				△825	△825		△825			△825		
当 期 純 利 益			3,596	3,596			3,596			3,596		
自己株式の取得						△3	△3			△3		
自己株式の処分		50				180	230			230		
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純 額)								△1,110	△1,110	△0 △1,111		
事業年度中の 変動額合計	-	50	82	2,688	2,771	177	2,999	△1,110	△1,110	△0 1,887		
当 期 末 残 高	4,324	292	411	18,687	19,098	△188	23,526	10	10	- 23,537		

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

未完工事支出金は、個別法による原価法、販売用不動産及び開発事業支出金は、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

1-2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	8年～50年
-----	--------

構築物	15年～30年
-----	---------

工具器具・備品	2年～20年
---------	--------

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

1-3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

引渡しの終了した工事に対する契約不適合及びアフターサービス費に充てるため、契約不適合実績率に基づく金額及び特定の物件については補修費用の個別見積額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において見込まれる未引渡工事の損失発生見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は、以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌事業年度から、平均残存勤務期間以内の一定の年数である10年で定額法により費用処理しております。

(6) 株式給付引当金

取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

1 - 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業は、建設事業であり、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。また、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として、資産に対する支配を顧客に移転することにより当該履行義務が充足される時に、収益を認識することとしております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度は、工事原価総額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しており、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法による完成工事高は、85,927百万円であります。

1 - 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。

なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金、評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用しております。また、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を期首の資本剰余金に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用しております。なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

- 1 履行義務を充足した時点で収益を認識する方法による収益認識
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 85,927百万円
 - (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。また、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として、資産に対する支配を顧客に移転することにより当該履行義務が充足される時に、収益を認識することとしております。一定の期間にわたり履行義務を充足した時点で収益を認識する方法の対象工事については将来の発生原価を合理的に見積っておりますが、工事の着手後に判明する事実や顧客からの要望による設計内容変更、工事期間延長、工事長期化に伴う設計・見積段階と購入・施工段階の間の時間差による労務賃金・資材価格等の変動等の外的要因によりその見積り額が変動した場合は工事損益に影響を及ぼす可能性があります。

2 工事損失引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 -百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約のうち、工事原価総額が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、その超過すると見込まれる額のうち、当該工事契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額を、工事損失引当金として計上しております。工事損失引当金の算定に際しては、現在入手可能な情報に基づいた施工条件によって工事原価総額を適時かつ適切に見積っておりますが、将来の損益は見積り金額と異なる場合があります。

2. 貸借対照表に関する注記

2-1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	442百万円
土地	807
計	1,249

(2) 担保に係る債務

短期借入金	100百万円
1年内返済予定長期借入金	124
長期借入金	947
計	1,172

2-2. 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2-3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	5百万円
長期金銭債権	16
短期金銭債務	61
長期金銭債務	858

2-4. 保証債務

下記の会社が顧客からの前受金について、信用保証会社から保証を受けており、この前受金保証について当社が信用保証会社に対して保証を行っております。

(株)創生 8百万円

2-5. コミットメントライン契約

当社においては、資金調達の機動性を確保するため、株式会社三菱UFJ銀行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	7,000百万円
借入実行残高	-
差引額	7,000

なお、コミットメント契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、その要件は次のとおりとなっております。

①各年度決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2024年3月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

②各年度決算期の末日における連結の損益計算書において、経常損益について2期連続して損失を計上しないこと。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	544百万円
営業取引以外の取引	7

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	167,204株
------	----------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因是、退職給付引当金、完成工事補償引当金、賞与引当金、未払事業税であります。

なお、繰延税金資産の計上にあたっては評価性引当額を控除しております。

また、繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金であります。

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)神島組	兵庫県西宮市	20	土木業	(所有)直接100.0	—	土木事業の協業、資金の借入	資金の借入 資金の返済 利息の支払	— 99 2	長期借入金(注)	858

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 長期借入金の期末残高は1年以内に返済予定のものを含んでおります。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社の主要な事業は建設事業であり、建築物を引渡す履行義務があります。収益を認識する時点は、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。また、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として、資産に対する支配を顧客に移転することにより当該履行義務が充足される時に、収益を認識することとしております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,253円01銭
1株当たり当期純利益	344円71銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。